

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年5月27日 (第6回更新)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	紫波町 (03221)
地域名 (地域内農業集落名)	赤石 (平沢上通、平沢中通、平沢北通、高木、桜町北通、桜町南通、野岸、北日詰、大成、大日堂、箱清水、京田、小路口、蔭沼、甘木、犬渕)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	(821.20) 820.56 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	(686.00) 685.98 ha
② 田の面積	(673.79) 673.17 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	(55.35) 55.33 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	144.86 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	— ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

(現状)

・当地域は、紫波町中央部に位置しており、大きく分けて平沢、北日詰・桜町、南日詰、犬渕の4つの地区で構成されている。

・JR東北本線より西側地域(平沢、北日詰、南日詰)及び南部区域(南日詰、犬渕)は、多くの水田が県営ほ場整備事業により30a以上の区画で整備され、パイプラインによる用水供給が行われている。また、全国有数のもち米の産地であり、水稻と転換作物を組み合わせた水田農業が展開されている。

・都市計画用途地域や近接する区域や国道4号沿いの農地は、宅地造成等の開発行為により年々減少しており、区画や水路等の整備予定もないことから、担い手農家による規模拡大や農業作業の効率化を図ることは困難になってきている。

(課題)

赤石地域においても、農業者の高齢化や人口減少に伴い、後継者や担い手、労働力不足が顕著となってきており、地域農業の継続に関する見通しがつかなくなっている。このほかにも、資材や燃料高騰による農業経営の圧迫、農業機械更新の困難、これらに起因する既存組織や担い手経営体の規模拡大の困難など、地域農業に関する課題は山積している状況である。

今後は、地域農業を継続させるため、農業者だけでなく、地域住民と農業者が一体となって農地利用・農地保全を進める体制を構築し、農業に関する地域課題を解決するための各種取組を検討・実践していく必要がある。

<地区の主要作物:水稻(もち米)、水稻種子、小麦、飼料作物>

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

赤石地域の現状及び課題を踏まえ、地域農業の継続及び発展のため、今後は農業者だけでなく、地域住民と農業者が一体となって農地利用・農地保全を進める体制を構築し、農業に関する地域課題を解決するための各種取り組みを地区毎に展開していく。生産作物に関しては、引き続き水稻(もち米)と転換作物を組み合わせた水田農業を展開しつつ、農作業の効率化や省力化、農業収入の向上に向けた取組を検討・実践していく。

【平沢地区】

- ・農業者及び作業従事者を確保するため、新規就農者を確保し、地域ぐるみで育成していく。
- ・現状の営農組合単独では運営が困難になっていくことが予想されるため、将来的には地区内の複数の組合を合併し、広域的な農業経営と組織運営を検討していく。
- ・引き続き、水稻と転作作物を組み合わせた営農形態を継続し、水田フル活用を図っていく。

【北日詰・桜町地区】

- ・既存法人組織に関し、法人形態を株式会社へ移行することを検討し、次の世代が働きやすい環境を整備していく。
- ・離農等により手放される農地については、既存法人組織へ集積、集約し、農作業従事者が働きやすいよう団地化を進める。
- ・都市計画区域内や同区域に隣接する農地については、整備されておらず作業効率も悪い状況にあるため、農業以外の利用を検討していく。

【南日詰地区】

- ・既存生産組織や認定農業者等の担い手経営体を中心とした営農を継続する。
- ・既存担い手経営体への農地集積(規模拡大)については、作業員の確保と農業機械の更新整備も同時に検討する。
- ・地域内での人材確保が困難となってきたため、外部からの新規就農者の受入や組織による雇用就農などの方法による農業に携わる人材を確保していく。
- ・現状維持が困難となった農業者に関しては、第三者への事業継承や他経営体への移譲も検討する。

【犬渕地区】

- ・既存生産組織を中心に営農を継続する。
- ・農業者の働きやすさ、大型農業機械の導入を考慮し、畦畔除去等による大区画化を検討する。
- ・農地交換により担い手経営体の耕作地を集約し団地化を進め、効率的な農作業の実現を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構の活用等により、地区内の既存生産組織や認定農業者等の担い手経営体への農地の集積・集約化を基本としつつ、必要に応じて区画拡大や水路更新等耕作条件の改善・向上に取り組み、耕作者や農作業従事者が働きやすい環境整備を進める。また、農地利用に関しては、引き続き農業利用が可能な土地を優先しつつ、長期間耕作されず復旧困難な農地や都市計画区域内や同区域に隣接する農地については、各種計画と調整を図りながら農業以外の利用を検討していく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	(80.95)	%	将来の目標とする集積率	80.95	%
	80.94				

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

現況耕作者及び農地所有者の理解を得ながら、農地中間管理機構の活用等により担い手経営体が働きやすいよう、段階的に集団化(集約化)を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・既存生産組織や認定農業者等の担い手経営体への農地集積、集約化を促進し、担い手毎に農地をまとめることにより、耕作者や農作業従事者が働きやすい環境整備を進める。 ・同時に、農地所有者に対しても農地集積、集約化に関し意向確認や周知を行い、地域全体で理解を深めて行く取り組みを行う。 ・農地の出し手の意向確認と併せて、農地の受け手同士による調整の場を設け、地域全体で農地利用調整が行える仕組みを整える。
(2)農地中間管理機構の活用方法
<ul style="list-style-type: none"> ・既存生産組織や認定農業者等の担い手経営体への農地集積、集約化を基本としつつ、現況耕作者及び農地所有者の意向を確認し理解を得ながら、地域全体で農地中間管理事業を活用した農地の集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場区画が小さいエリアに関しては、担い手経営体への農地集積、集約化や大型農業機械の導入を考慮し、畦畔除去等による大区画化を検討していく。 ・農地周辺の草刈作業の負担軽減に向け、畦畔幅の拡幅による乗用モア作業、水路の暗渠化による作業省力化など、農作業従事者が働きやすい環境整備を検討する。 ・多面的機能支払交付金を活用し、なるべく農家負担を増やさずに、特に経年劣化により機能低下している水路や道路、安定的な用水供給を行うためのパイプラインやポンプ場等の整備を進める。 ・未整備区域に関しては、基盤整備事業の導入を検討し、耕作条件の改善に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・地域内での人材確保が難しくなっていることから、地区外からの新規就農者の受入や既存生産組織による雇用就農などを検討していく。 ・新規就農者を受け入れる場合は、担い手経営体などが指導者として受入れ研修指導を行なうなど、地域としてバックアップ体制を整えていく。 ・リタイヤする農業経営体に関しては、第三者継承や経営移譲も検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
<ul style="list-style-type: none"> ・既存生産組織やライスセンターへの委託が基本となるが、今後離農や人口減少による労働力不足は懸念されるため、農業支援サービス事業者に関する情報を収集し、現在負担となっている草刈作業を中心に利用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害対策防止

他地域ではクマやシカ等による鳥獣被害が拡大しているため、今のうちから鳥獣被害に関する情報を収集し、必要に応じて電気柵設置や地域全体での見回りなど適切な対策を実施していく。

③スマート農業

高性能なリモコン式草刈機や農薬散布用ドローンなどスマート農業機械の導入を検討し、農業作業の負担軽減や省力化を積極的に進めていく。

⑦保全・管理等

多面的機能支払交付金活動組織と連携し、農地域ぐるみで農地や水路などを保全管理していく。

⑧農業用施設

今後、担い手経営体への農地集積、集約化が進むことが予想されるため、経営規模拡大に対応できるような農業用施設の整備を検討していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考	
別紙1のとおり			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
			ha	ha		ha	ha			
	計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

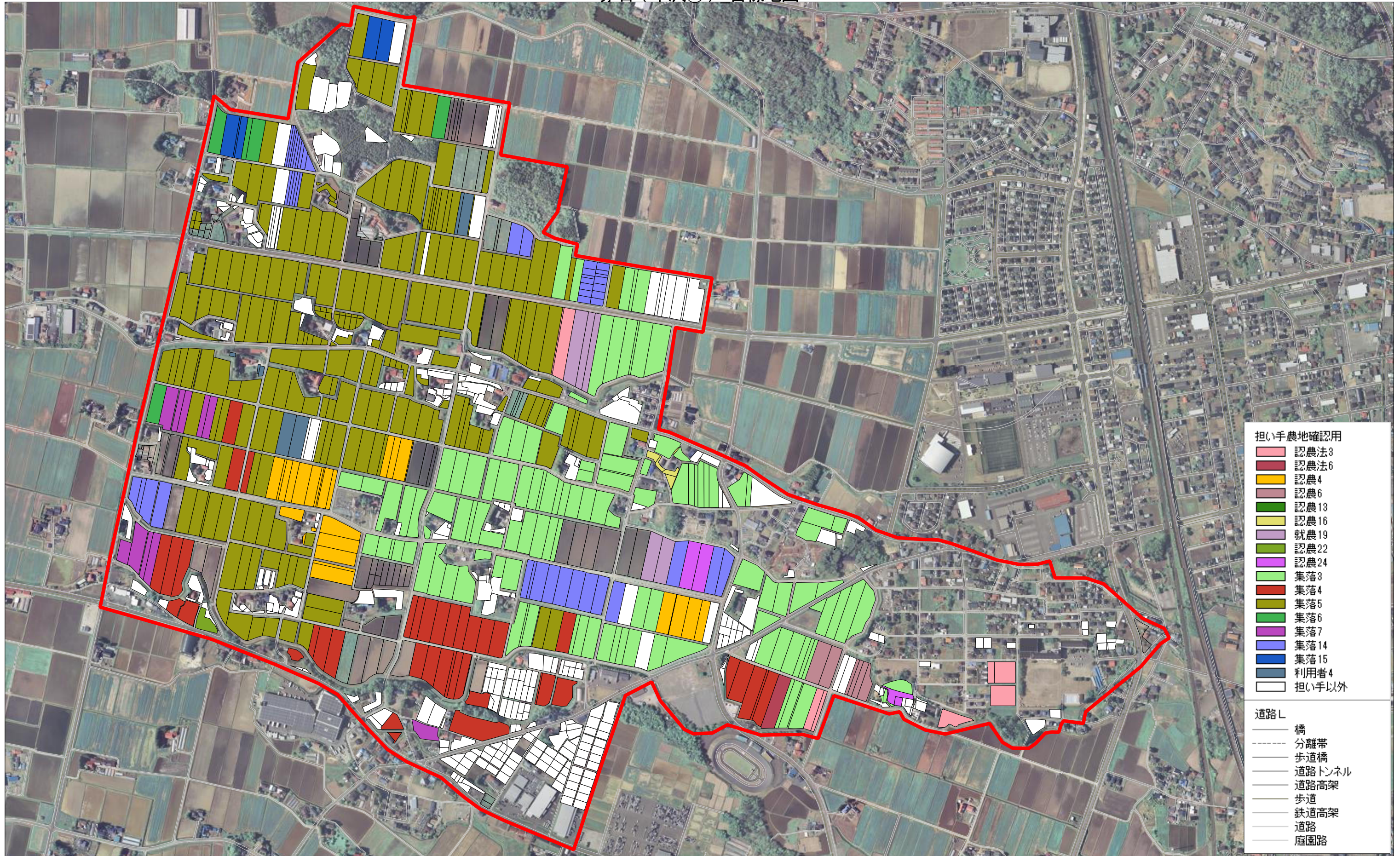
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

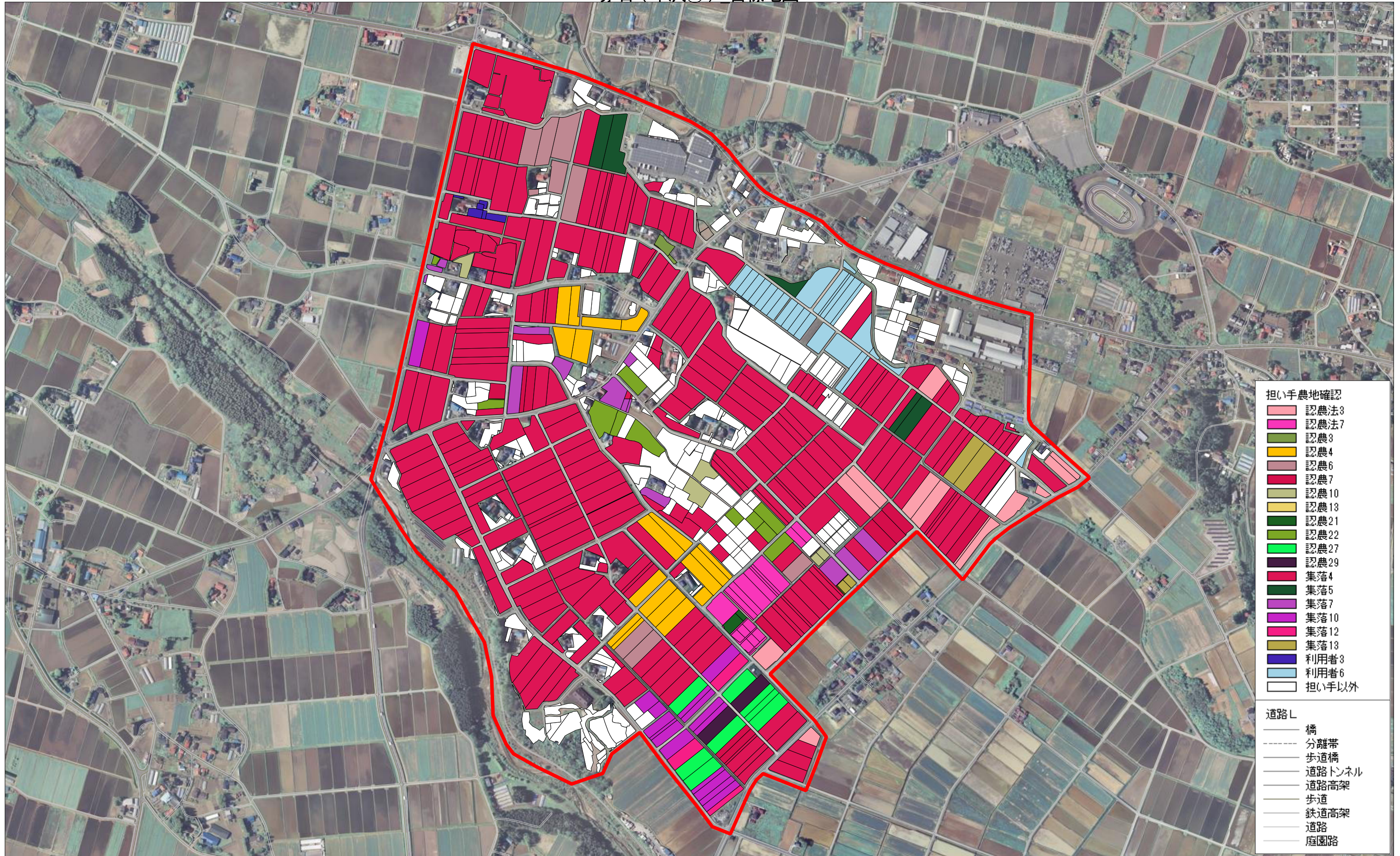
4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	認農 認定農業者法人1	もち種子	46.35 ha	ha	もち種子	46.35 ha	ha	認農法1	
2	認農 認定農業者法人2	水稲、小麦、そば、花き	156.37 ha	ha	水稲、小麦、そば、花き	156.37 ha	ha	認農法2	
3	認農 認定農業者法人3	水稲、小麦	85.13 ha	ha	水稲、小麦	85.13 ha	ha	認農法3	
4	認農 認定農業者法人4	菌床シイタケ	0.00 ha	ha	菌床シイタケ	0.00 ha	ha	認農法4	
5	認農 認定農業者法人5	水稲、果樹、じゃがいも	29.40 ha	ha	水稲、果樹、じゃがいも	29.40 ha	ha	認農法5	
6	認農 認定農業者法人6	水稲	0.38 ha	ha	水稲	0.38 ha	ha	認農法6	
7	認農 認定農業者法人7	水稲、小麦、そば	2.54 ha	ha	水稲、小麦、そば	2.54 ha	ha	認農法7	
8	認農 認定農業者1	水稲、小麦	0.01 ha	ha	水稲、小麦	0.01 ha	ha	認農1	
9	認農 認定農業者2	水稲、小麦	0.08 ha	ha	水稲、小麦	0.08 ha	ha	認農2	
10	認農 認定農業者3	水稲、小麦	0.16 ha	ha	水稲、小麦	0.16 ha	ha	認農3	
11	認農 認定農業者4	水稲、小麦	15.57 ha	ha	水稲、小麦	15.57 ha	ha	認農4	
12	認農 認定農業者5	もち種子	0.00 ha	ha	もち種子	0.00 ha	ha	認農5	
13	認農 認定農業者6	水稲、野菜育苗	10.84 ha	ha	水稲、野菜育苗	10.84 ha	ha	認農6	
14	認農 認定農業者7	水稲、小麦、WCS、繁殖牛	2.95 ha	ha	水稲、小麦、WCS、繁殖牛	2.95 ha	ha	認農7	
15	認農 認定農業者8	もち種子、水稲、繁殖牛、牧草	0.86 ha	ha	もち種子、水稲、繁殖牛、牧草	0.86 ha	ha	認農8	
16	認農 認定農業者9	水稲	1.75 ha	ha	水稲	1.75 ha	ha	認農9	
17	認農 認定農業者10	水稲、小麦、そば、ほうれん草	0.68 ha	ha	水稲、小麦、そば、ほうれん草	0.68 ha	ha	認農10	
18	認農 認定農業者11	水稲、牧草、加工用ブドウ	4.29 ha	ha	水稲、牧草、加工用ブドウ	4.29 ha	ha	認農11	
19	認農 認定農業者12	水稲、小麦、そば	0.10 ha	ha	水稲、小麦、そば	0.10 ha	ha	認農12	
20	認農 認定農業者13	水稲、繁殖牛、飼料作物	11.36 ha	ha	水稲、繁殖牛、飼料作物	11.36 ha	ha	認農13	
21	認農 認定農業者14	水稲、小麦	1.37 ha	ha	水稲、小麦	1.37 ha	ha	認農14	
22	認農 認定農業者15	水稲、いちご、小麦、そば	0.40 ha	ha	水稲、いちご、小麦、そば	0.40 ha	ha	認農15	
23	認農 認定農業者16	水稲、小麦、野菜	0.16 ha	ha	水稲、小麦、野菜	0.16 ha	ha	認農16	
24	認農 認定農業者17	水稲、小麦、そば	0.30 ha	ha	水稲、小麦、そば	0.30 ha	ha	認農17	
25	認農 認定農業者18	水稲、果樹、野菜	0.36 ha	ha	水稲、果樹、野菜	0.36 ha	ha	認農18	
26	認農 認定農業者19	水稲、小麦、WCS	2.26 ha	ha	水稲、小麦、WCS	2.26 ha	ha	認農19	
27	認農 認定農業者20	水稲、きゅうり、飼料作物	0.02 ha	ha	水稲、きゅうり、飼料作物	0.02 ha	ha	認農20	
28	認農 認定農業者21	水稲、野菜	0.14 ha	ha	水稲、野菜	0.14 ha	ha	認農21	
29	認農 認定農業者22	水稲、繁殖牛、小麦、そば	2.07 ha	ha	水稲、繁殖牛、小麦、そば	2.07 ha	ha	認農22	
30	認農 認定農業者23	水稲、小麦、そば	2.89 ha	ha	水稲、小麦、そば	2.89 ha	ha	認農23	
31	認農 認定農業者24	水稲、小麦、野菜	0.84 ha	ha	水稲、小麦、野菜	0.84 ha	ha	認農24	
32	認農 認定農業者25	水稲、小麦、そば	0.91 ha	ha	水稲、小麦、そば	0.91 ha	ha	認農25	
33	認農 認定農業者26	水稲、小麦、りんご、花き	0.45 ha	ha	水稲、小麦、りんご、花き	0.45 ha	ha	認農26	
34	認農 認定農業者27	水稲、原木種茸、野菜、小麦、そば	4.39 ha	ha	水稲、原木種茸、野菜、小麦、そば	4.39 ha	ha	認農27	
35	認農 認定農業者28	水稲種子、水稲、繁殖牛、小麦、飼料作物	0.29 ha	ha	水稲種子、水稲、繁殖牛、小麦、飼料作物	0.29 ha	ha	認農28	
36	認農 認定農業者29	水稲	2.77 ha	ha	水稲	2.77 ha	ha	認農29	
37	認農 認定農業者30	水稲、繁殖牛、WCS、牧草	0.99 ha	ha	水稲、繁殖牛、WCS、牧草	0.99 ha	ha	認農30	
38	集 集落営農1	WCS、飼料作物	6.20 ha	ha	WCS、飼料作物	6.20 ha	ha	集落1	
39	集 集落営農2	水稲、小麦、そば	61.86 ha	ha	水稲、小麦、そば	61.86 ha	ha	集落2	
40	集 集落営農3	水稲、小麦	30.61 ha	ha	水稲、小麦	30.61 ha	ha	集落3	
41	集 集落営農4	水稲、小麦、飼料用米	82.82 ha	ha	水稲、小麦、飼料用米	82.82 ha	ha	集落4	
42	集 集落営農5	水稲、小麦、飼料作物	44.53 ha	ha	水稲、小麦、飼料作物	44.53 ha	ha	集落5	
43	集 集落営農6	水稲、小麦、そば	1.53 ha	ha	水稲、小麦、そば	1.53 ha	ha	集落6	
44	集 集落営農7	水稲、小麦、そば	4.63 ha	ha	水稲、小麦、そば	4.63 ha	ha	集落7	
45	集 集落営農8	水稲、小麦	3.01 ha	ha	水稲、小麦	3.01 ha	ha	集落8	
46	集 集落営農9	水稲、小麦、そば、飼料作物、野菜	0.59 ha	ha	水稲、小麦、そば、飼料作物、野菜	0.59 ha	ha	集落9	
47	集 集落営農10	水稲、小麦	15.35 ha	ha	水稲、小麦	15.35 ha	ha	集落10	
48	集 集落営農11	水稲、小麦、そば	0.33 ha	ha	水稲、小麦、そば	0.33 ha	ha	集落11	
49	集 集落営農12	水稲	3.67 ha	ha	水稲	3.67 ha	ha	集落12	
50	集 集落営農13	水稲、小麦、そば	4.54 ha	ha	水稲、小麦、そば	4.54 ha	ha	集落13	
51	集 集落営農14	水稲、小麦、WCS	10.63 ha	ha	水稲、小麦、WCS	10.63 ha	ha	集落14	
52	集 集落営農15	水稲、小麦、そば	1.05 ha	ha	水稲、小麦、そば	1.05 ha	ha	集落15	
53	利用者 農地利用者1	野菜、花き	0.74 ha	ha	野菜、花き	0.74 ha	ha	利用者1	
54	利用者 農地利用者2	水稲	0.12 ha	ha	水稲	0.12 ha	ha	利用者2	
55	利用者 農地利用者3	水稲	0.45 ha	ha	水稲	0.45 ha	ha	利用者3	
56	利用者 農地利用者4	水稲、WCS、繁殖牛	0.94 ha	ha	水稲、WCS、繁殖牛	0.94 ha	ha	利用者4	
57	利用者 農地利用者5	水稲	0.26 ha	ha	水稲	0.26 ha	ha	利用者5	
58	利用者 農地利用者6	水稲、野菜	3.71 ha	ha	水稲、野菜	3.71 ha	ha	利用者6	
59	利用者 農地利用者7	水稲、花き	0.09 ha	ha	水稲、花き	0.09 ha	ha	利用者7	
60	利用者 農地利用者8	水稲	0.01 ha	ha	水稲	0.01 ha	ha	利用者8	
61	利用者 農地利用者9	水稲	0.10 ha	ha	水稲	0.10 ha	ha	利用者9	
62	利用者 農地利用者10	水稲、野菜	0.03 ha	ha	水稲、野菜	0.03 ha	ha	利用者10	

赤石（平沢①） 目標地図



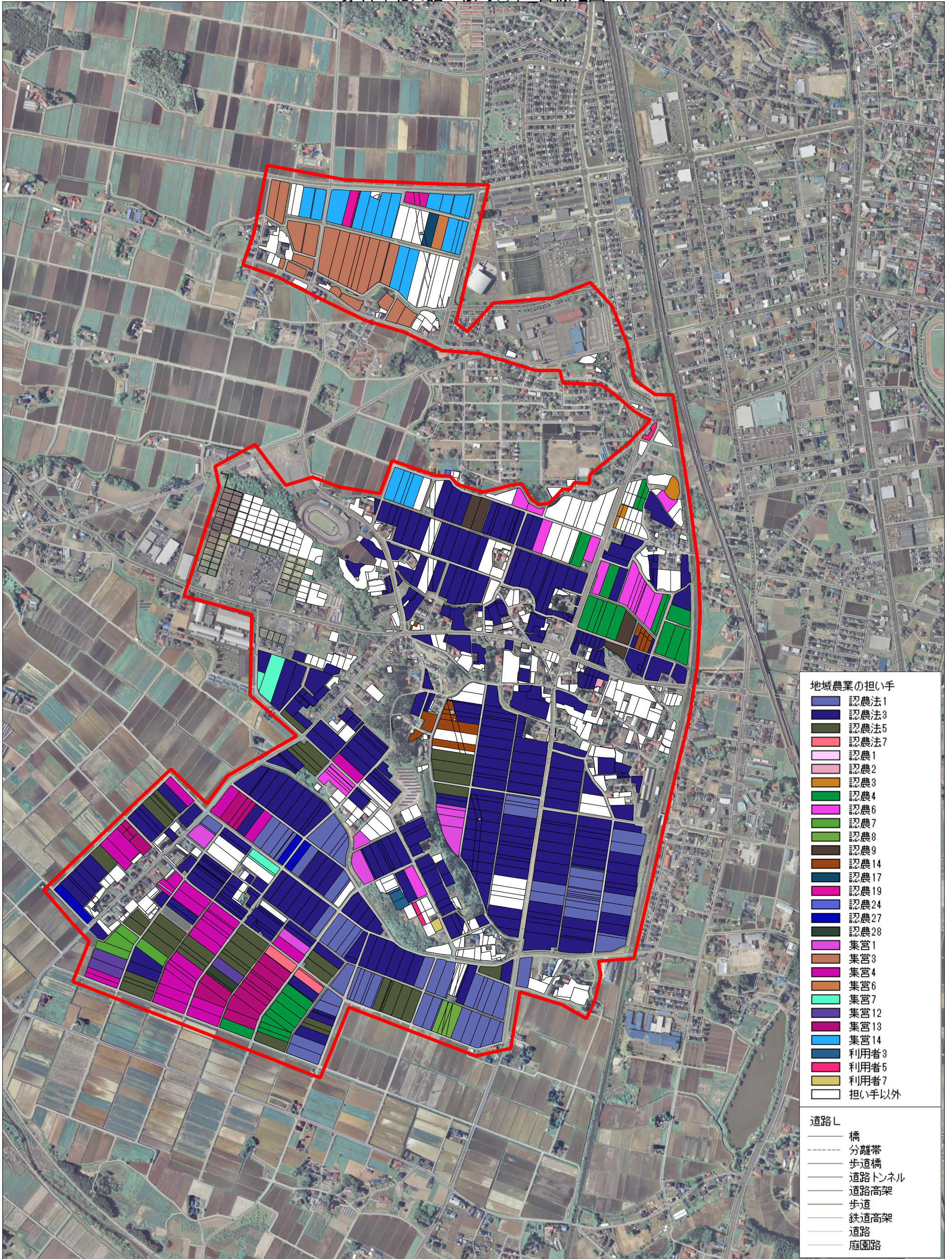
赤石（平沢②） 目標地図



担い手農地確認	
	認農法3
	認農法7
	認農8
	認農4
	認農6
	認農7
	認農10
	認農13
	認農21
	認農22
	認農27
	認農29
	集落4
	集落5
	集落7
	集落10
	集落12
	集落13
	利用者3
	利用者6
	担い手以外

道路L	
	橋
	分離帯
	歩道橋
	道路トンネル
	道路高架
	歩道
	鉄道高架
	道路
	庭園路

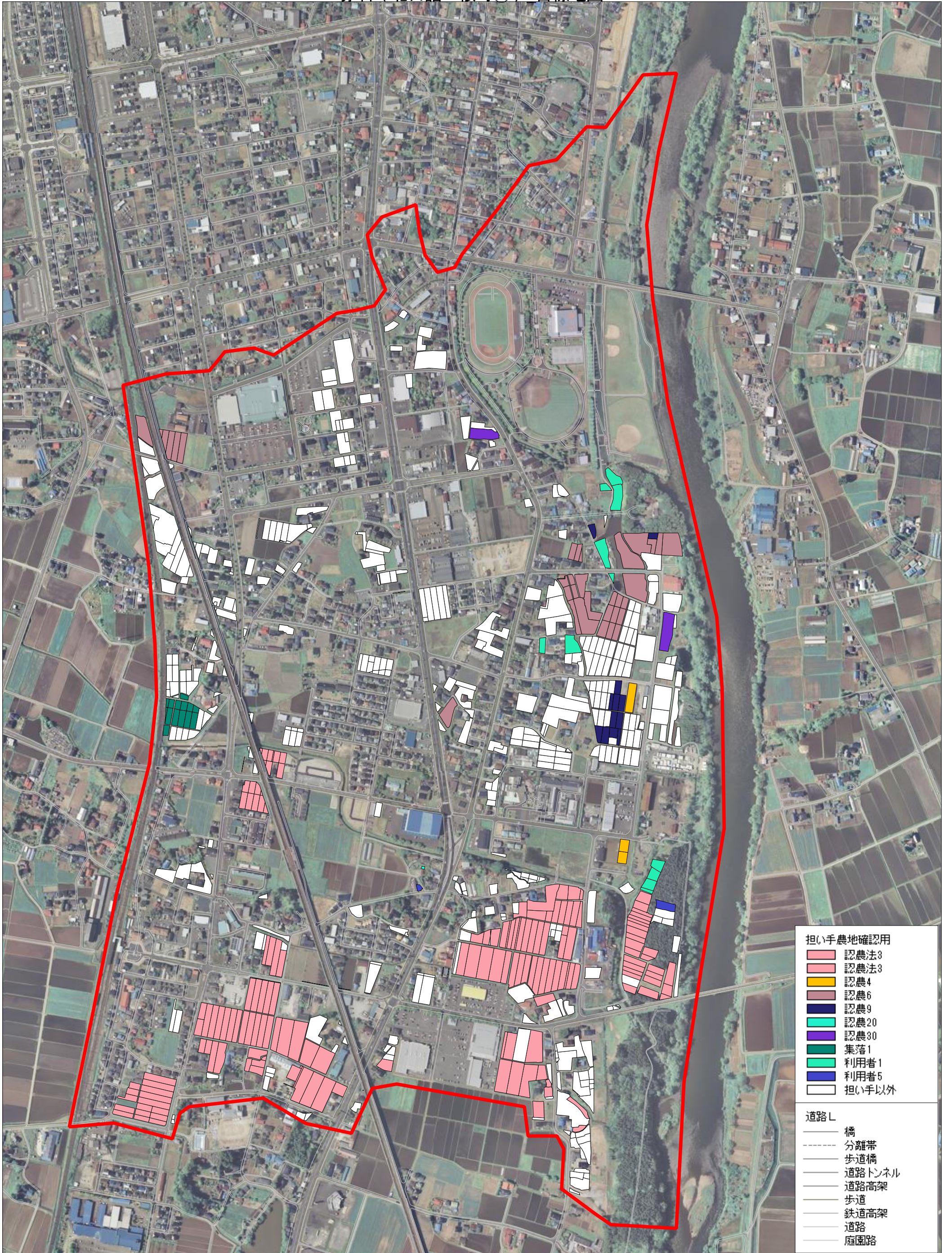
赤石（北日詰・桜町①）目標地図



- 地域農業の担い手
- 認農法1
 - 認農法3
 - 認農法5
 - 認農法7
 - 認農1
 - 認農2
 - 認農3
 - 認農4
 - 認農6
 - 認農7
 - 認農8
 - 認農9
 - 認農14
 - 認農17
 - 認農19
 - 認農24
 - 認農27
 - 認農28
 - 集営1
 - 集営3
 - 集営4
 - 集営6
 - 集営7
 - 集営12
 - 集営13
 - 集営14
 - 利用者3
 - 利用者5
 - 利用者7
 - 担い手以外

- 道路L
- 橋
 - - - 分離帯
 - 歩道橋
 - 道路トンネル
 - 道路高架
 - 歩道
 - 鉄道高架
 - 道路
 - 庭園路

赤石（北日詰・桜町②）目標地図



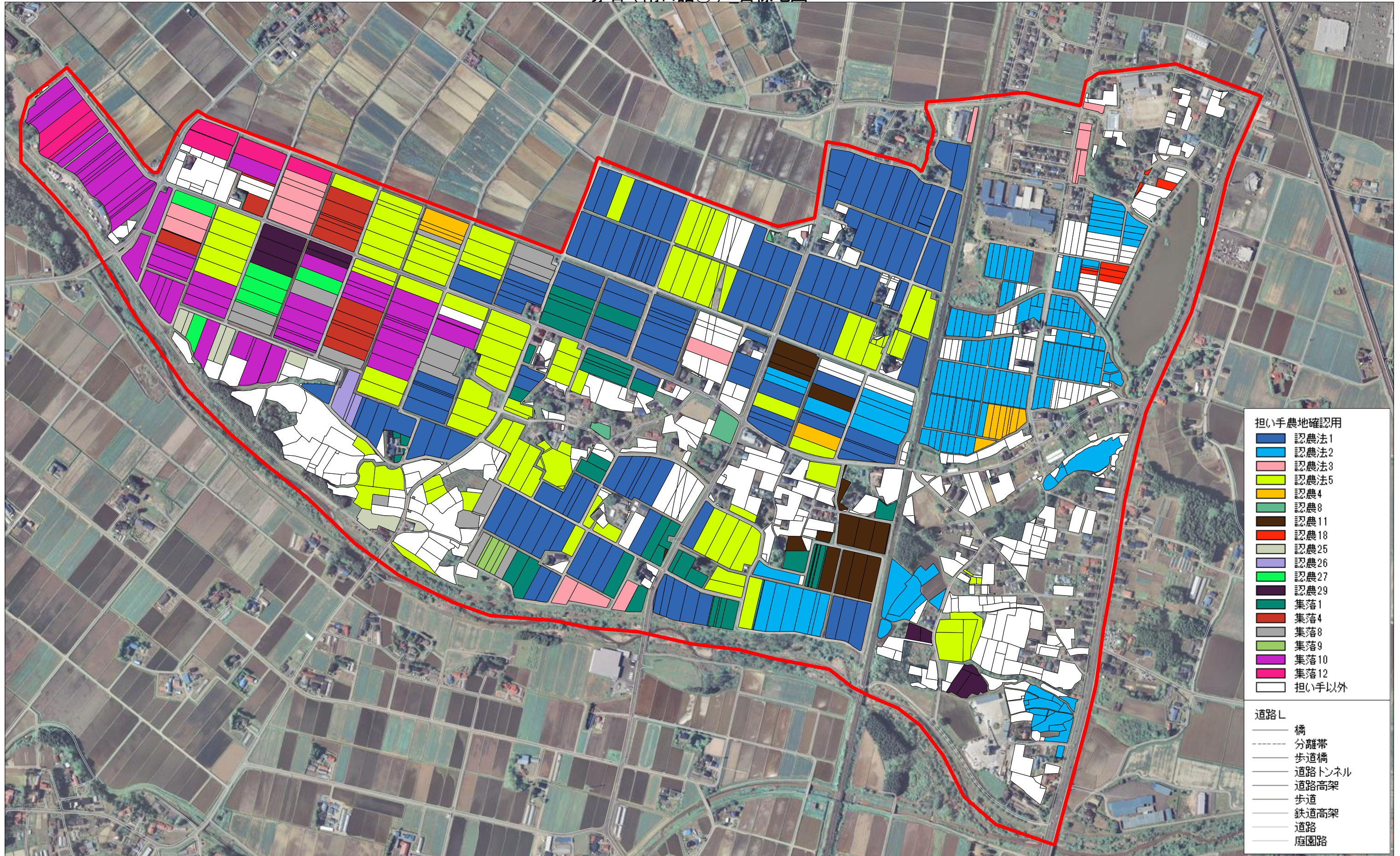
担い手農地確認用

■	認農法3
■	認農法3
■	認農4
■	認農6
■	認農9
■	認農20
■	認農30
■	集落1
■	利用者1
■	利用者5
■	担い手以外

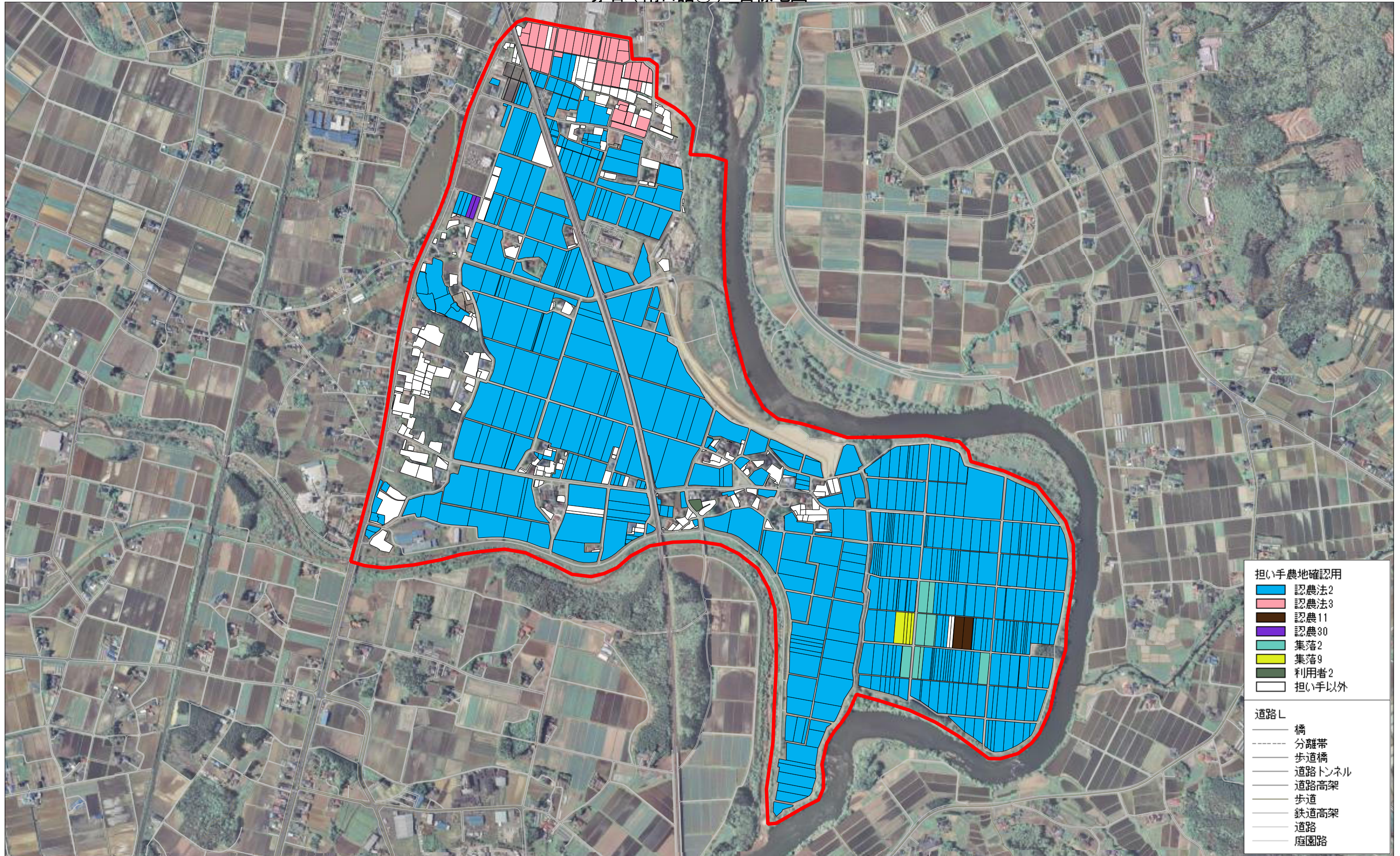
道路L

	橋
	分離帯
	歩道橋
	歩道トンネル
	道路高架
	歩道
	鉄道高架
	道路
	庭園路

赤石（南日詰①） 目標地図



赤石（南日詰②） 目標地図



赤石（犬漕） 目標地図

